

# 大井川水系河川整備計画 点検の流れ

平成30年8月6日

国土交通省 中部地方整備局  
静岡河川事務所

# 大井川水系河川整備基本方針と河川整備計画

平成18年11月

大井川水系河川整備基本方針 策定

【河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めるもの】

第1～7回 大井川流域委員会の開催

平成23年10月

大井川水系河川整備計画 策定

【具体的な河川整備に関する事項を定めるもの】

事業の推進

平成19年度 再評価

平成23年度 再評価

平成26年度 再評価

平成29年度 再評価

大井川直轄河川改修事業  
大井川総合水系環境整備事業

平成30年度以降

「大井川水系河川整備計画」の点検・変更

大井川水系流域委員会の開催 平成30年8月6日に設置

# 大井川水系流域委員会の点検の流れ

## ◆規約 第2条（目的及び設置）

1. 流域委員会は、大井川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下「河川整備計画」という。）策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。
2. 流域委員会は点検の結果、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川整備計画の変更原案に関して河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
3. 流域委員会は河川整備計画に基づく事業の計画段階評価及び再評価の対応方針（原案）、事後評価の対応方針（案）（以下、「事業評価」という。）について審議を行う。

